

苫小牧市監査委員告示第4号

令和4年度苫小牧市定期監査及び財政援助団体等
監査の結果に基づき講じた措置の公表について

令和4年度苫小牧市定期監査及び財政援助団体等監査の結果に基づき
講じた措置について、地方自治法第199条第14項の規定により、令
和6年3月29日付けで苫小牧市長から別添のとおり通知があったので、
同項及び苫小牧市監査委員条例第6条の規定により公表する。

令和6年4月1日

苫小牧市監査委員 齊藤和典

苫小牧市監査委員 越川慶一

苦行監第58号
令和6年3月29日

苦小牧市監査委員 齊藤 和典 様

苦小牧市監査委員 越川 慶一 様

苦小牧市長 岩倉 博文



令和4年度定期監査及び財政援助団体等監査の結果報告に基づく措置の通知について

標記の結果報告に係る措置について、地方自治法第199条第14項の規定により別紙のとおり通知する。

1 収入事務

| | |
|--------------|---|
| 指摘事項 | (1) 施設使用料の算定を適正に行うべきもの |
| 是正、改善等を要する事項 | <p>使用料に暖房料を加算せず、利用者から使用料を過少に徴収しているものが見られた。</p> <p>苫小牧市公民館条例（昭和 25 年条例第 4 号）では、10 月 15 日から翌年の 5 月 15 日までの期間において使用する場合の使用料には暖房料を加算すると規定されており、当該期間の使用に係る使用料の算定を誤ったものである。</p> <p>また、公民館不使用届の提出により、使用料の 5 割に相当する額を還付すべきところ、全額を還付したことにより、利用者にも過大に還付していたものが見られた。</p> <p>苫小牧市公民館規則（昭和 61 年教育委員会規則第 3 号）では、使用開始日の 20 日前までに使用しない旨の申出があったときは使用料の全額を、使用開始日の 10 日前までに使用しない旨の申出があったときはその 5 割に相当する額を還付するよう規定されている。公民館不使用届の提出が使用開始日のそれぞれ 11 日前及び 17 日前であったため、使用料の 5 割に相当する額を還付すべきところ、全額を還付したものである。</p> <p>施設使用料の徴収及び還付に当たっては、条例及び規則の規定に基づき適正に執行する必要がある。</p> |
| 指摘に対する措置 | <p>【教育部 勇払公民館】</p> <p>使用料に暖房料の加算を失念した件については、再発防止策として、受付時に使用する勇払公民館使用予定表の暖房料加算期間に網掛けをすることで、暖房料が発生する期間ということを見ても分かるようにし、加えて料金の支払い時に担当者間でダブルチェックを行い、よりミス未然防止に努める。</p> <p>使用料の還付額の算定誤りについては、必ず担当者他複数人でチェックを行い、算定に誤りがないかを確認し、適正な事務処理の執行に努める。</p> |

2 契約事務

| | |
|--------------|---|
| 指摘事項 | (1) 産業廃棄物の処理を適正に行うべきもの |
| 是正、改善等を要する事項 | <p>旧第 2 学校給食共同調理場の閉鎖業務において、産業廃棄物である高圧変圧器、高圧コンデンサ及び高圧油入遮断機並びに地下タンクの廃止に伴う残油の処理に当たり、産業廃棄物処理業者ではない者に処理を委託しているものが見られた。</p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）</p> |

| | |
|----------|---|
| | <p>においては、事業者は、その事業活動に伴って生じた産業廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない、その処理を他人に委託する場合には、北海道知事が許可をした収集運搬業者に運搬を、同様に許可のある処分業者に処分を、それぞれ委託しなければならないと規定されている。産業廃棄物の排出事業者である市が自ら収集運搬業者及び処分業者と委託契約を締結しなければならなかったものである。</p> <p>産業廃棄物の処理に当たっては、関係法令を遵守して適正に処理する必要がある。</p> |
| 指摘に対する措置 | <p>【教育部 学校給食共同調理場】</p> <p>関係法令を遵守した産業廃棄物の処理を行い、その旨説明できるようにするため、発注する事項の性質を的確に把握し、必要に応じて関係する行政機関に相談をするなどして事務を進めるものとする。</p> |

3 財政援助団体等事務

| | |
|--------------|---|
| 指摘事項 | (1) 寄附金の処理を適切に行うべきもの |
| 是正、改善等を要する事項 | <p>令和3年8月下旬から翌年3月までの間に苫小牧市まちを緑にする会（以下「まちを緑にする会」という。）が受け付けた緑の募金に対する寄附金を、緑の募金事業の実施主体である公益社団法人北海道森と緑の会（以下「森と緑の会」という。）に納付していなかったため、過去の分を含め寄附金等がまちを緑にする会の預金口座に滞留していた。緑の募金に対する寄附金は、まちを緑にする会が収入として受ける必要があるが、当該寄附金は、その収入として経理されていなかった。</p> <p>まちを緑にする会は、本市において受け付けた緑の募金に対する寄附金を森と緑の会に納付し、森と緑の会から受ける交付金を事業費の一部に充てており、緑の募金に対する寄附金を適切に管理し、処理する必要がある。</p> |
| 指摘に対する措置 | <p>【都市建設部 緑地公園課】</p> <p>滞留している寄附金は、令和5年度の緑の募金と合わせて「森と緑の会」に交付申請（納付）し、令和5年度の「まちを緑にする会」の決算に反映する。</p> <p>今回と同様に「森と緑の会」に交付申請（納付）した後に募金があった場合は、翌年度の募金として処理することとする。</p> <p>今後は、口座毎に現金出納簿による管理を徹底し、適切に事務処理を行う。</p> |